

## 石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、現行の石巻市総合交通戦略を見直すに当たり、その業務を支援する業者の募集・選定をするために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 石巻市総合交通戦略改定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「石巻市総合交通戦略改定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日までとする。

### 3 業務に要する費用（見積限度額）

委託業務に係る上限額は、18,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

### 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2・3年度石巻市競争入札参加資格承認簿（役務提供）の「集計・調査」に登録されていること。
- (2) 平成27年4月1日以降に、国や地方公共団体等において地域公共交通網形成計画等の交通に関する各種計画の策定業務等の同種業務の元請としての受託実績を有していること。なお、受託実績とは、地域公共交通網形成計画等の交通に関する各種計画の策定に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てが

なされたものでないこと。ただし、同法に基づき、再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。

- (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

## 6 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、以下のとおりとする。

### (1) 提出方法

石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

### (2) メールの件名

「石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル質問」とすること。

### (3) メールアドレス

islocpromo@city.ishinomaki.lg.jp

### (4) 受付期限

令和3年1月6日（水）午後5時必着

### (5) 質問への回答

令和3年1月8日（金）までに石巻市ホームページへ掲載する。

## 7 参加申込書等について

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 業務実績調書（様式第3号）

平成27年4月1日以降受託した、国や地方公共団体等における地域公共交通網形成計画等の交通に関する各種計画の策定業務等の同種業務の受託実績及び契約書等の写し（契約事実、内容を証明する部分のみ）を添付すること。

ウ 会社概要関係書類

設立年月日、代表者名、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認でき、かつ最新の内容であるもの

(2) 提出部数 正本1部、副本13部（ウの会社概要関係書類は1部のみの提出）

副本については、申込者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限 令和3年1月14日（木）午後5時必着

（注1）土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く午前8時30分か

ら午後5時までとする。

(注2) 封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到着するよう提出すること。

(4) 提出方法 郵送（配達証明付き書留郵便）

(5) 提出先 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市復興政策部地域振興課振興グループ

## 8 参加資格の確認

(1) 参加者の決定

参加申込書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無について、令和3年1月18日（月）に参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、令和3年1月21日（木）午後5時までに、電子メール（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その回答は電子メールにより通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

## 9 企画提案書等について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

提案は1者1件とする。

イ 実施体制表（様式第5号）

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

消費税及び地方消費税を含む額とし、見積限度額を超えない金額とすること。

エ プレゼンテーション出席者報告書（様式第6号）

(2) 企画提案書 作成要領

ア A4縦長を横書きとし、片面印刷で左2か所を綴じること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。

イ 目次及びページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

ウ 表紙には、宛先「石巻市長」、タイトル「石巻市総合交通戦略改定支援業務企画提案書」、提出年月日、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名を記載し代表者印を押印すること。

- (3) 提出部数 正本1部、副本13部  
副本については、提案者が特定できる社名等を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和3年1月28日(木)午後5時必着  
(注1) 土曜日、日曜日等休日条例に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。  
(注2) 封筒に「企画提案書等在中」と記載し、期限までに到着するよう提出すること。
- (5) 提出方法 郵送(配達証明付き書留郵便)
- (6) 提出先 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市復興政策部地域振興課振興グループ

## 10 一次審査の実施(書類審査)

- (1) 審査の実施  
企画提案者が6者以上の場合、書類審査による一次審査を実施する。  
一次審査を実施する際には、企画提案事業者に別途通知する。
- (2) 審査内容  
審査の内容については、別紙「石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル評価表」における提案評価項目の「1 実施体制・工程」について、提出された実績調書、実施体制表、企画提案書等を踏まえ審査を行い、評価点の上位5者を二次審査の対象とする。
- (3) 審査結果  
審査結果については、令和3年2月上旬に通知することとする。

## 11 二次審査(プレゼンテーション)の実施

- (1) 日時 令和3年2月上旬～中旬  
※ 一次審査を実施しない場合 令和3年2月5日(金)
- (2) 場所 石巻市役所
- (3) 人数 3名以内  
説明は、本業務に直接関わる者とする。
- (4) プレゼンテーション時間 30分程度  
提案者からの説明時間 20分以内  
石巻市からの質問時間 10分程度
- (5) 提案内容の説明  
提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。当日の資料追加は認めない。
- (6) 使用機器  
パソコン等を使用する場合、必要な機器は提案者が準備すること。  
プロジェクター及びスクリーンは石巻市が準備する。

## 12 受託候補者選定方法

石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル選定委員会において、別に定める評価基準に基づき審査し、総合評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、最高得点者が同点で2者以上となった場合には、見積額を除いた項目の提案評価点が高い者を受託候補者として選定することとし、その提案評価点も同点の場合には、くじ引きにより受託候補者を選定することとする。

また、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションを実施するが、最低基準点（提案評価点の満点（95点）の6割（57点））に満たないときは選定しないものとする。

### (1) 結果通知

二次審査の結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）により全ての提案者に通知するとともに、受託候補者として選定された事業者を石巻市のホームページに掲載する。

ア 通知の発送日 令和3年2月上旬～中旬

イ ホームページへの公表日 令和3年2月上旬～中旬

### (2) 非選定理由の説明要求

候補者として決定されなかった提案者は、電子メール（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は電子メールにより通知する。

### (3) その他

ア 選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

イ 新型コロナウイルスの影響等により、プレゼンテーションの方法等を変更する場合がある。

ウ プレゼンテーションの出席者は下記の条件を満たす者とする。

- ・ 当日発熱等の症状がない者
- ・ プレゼンテーションの日から起算して2週間以内に海外渡航歴がないかつ2週間以内に海外渡航歴のある者との接触がない者
- ・ プレゼンテーションの日から起算して2週間以内に新型コロナウイルス感染者又は感染を疑われる者との濃厚接触がない者

### (4) 審査対象となる項目

別紙「石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル評価基準」のとおり

## 13 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合

- (3) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提案書等に記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (5) 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 見積書の金額が、委託料の上限を超過している場合
- (7) 契約が締結できない、又は締結の意思が認められない場合
- (8) 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (9) プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由があったと選定委員会が認めた場合は除く。

#### 14 委託契約締結

- (1) 受託候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

#### 15 プロポーザル実施スケジュール (予定)

公告、実施要領の公表	令和2年12月24日(木)
質問書受付期限	令和3年1月6日(水)
質問書回答	令和3年1月8日(金)
参加申込書提出期限	令和3年1月14日(木)
参加資格審査結果通知	令和3年1月18日(月)
不適合理由要求受付期限	令和3年1月21日(木)
不適合理由の回答	令和3年1月26日(火)
企画提案書提出期限	令和3年1月28日(木)
一次審査の実施・結果通知(実施する場合)	令和3年2月上旬
二次審査(提案プレゼンテーション)	令和3年2月上旬～中旬
選定結果通知、候補者の公表	令和3年2月上旬～中旬
非選定理由の説明要求受付期限	令和3年2月中旬
非選定理由の回答	令和3年2月中旬
契約締結、業務開始	令和3年2月中旬～下旬

## 16 留意事項

- (1) 石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (2) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出期限後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、石巻市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (5) 企画提案書等提出された書類は一切返却しないものとする。
- (6) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第8号）により速やかに届け出ること。
- (7) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

## 17 問合せ先及び各書類の提出先

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市復興政策部 地域振興課 振興グループ

電話 0225-95-1111（内線4243）

FAX 0225-90-8043

E-Mail islocpromo@city.ishinomaki.lg.jp